

「東村山市情報公開条例」の改正案(概要)

1、改正の経緯・目的

情報公開手数料は、情報公開条例の制度化に向けて平成10年8月19日に東村山市使用料等審議会に最初の諮問をし、諮問どおり手数料を設定すること（市民か否かを問わず、公開文書1件名につき100円。）が妥当との答申を頂きました。この答申を受けて、市民か否か事業者か否かに係わらず、公開をうける方からは公文書1件名1回につき100円の手数料を徴収することを規定して、平成11年7月1日から情報公開条例が施行しました。そこから現在まで手数料の改定は行っていません。

しかしながら条例施行から20年が経過し、東京都が平成29年7月1日から公文書開示手数料を廃止したことや、多摩26市のうち情報公開手数料を市民についても有料と規定しているのは昭島市と当市のみとなっていること、さらに「東村山市みんなが進めるまちづくり基本条例」の自治を進める基本原則として「市民との情報共有」をあげていることを踏まえると、情報公開制度の一層の推進のために手数料見直しが必要と考えます。

市では平成30年度に手数料見直しに着手し、このたび、「東村山市に在住・在勤・在学の方及び市内の事業者・団体等については、公開手数料を無料とする」という考えのもとに、条例改正案の概要を作成しました。この改正により、市民の市政への参加をより促進し、もって公正で開かれた市政運営を推進したいと考えています。

2、用語の説明

【市民等】

この条例では、「市民等」という言葉は「第5条の規定により公文書の公開を請求できるもの」を指します。具体的には以下に挙げる人や法人、団体が「市民等」に該当します。

- (1) 東村山市内に住んでいる者
- (2) 東村山市内に事務所又は事業所を持つ個人・法人・その他の団体
- (3) 東村山市内にある事務所又は事業所に勤務する者

- (4) 東村山市内にある学校に在学する者
- (5) 前各号に定めるもののほか、実施機関が行う事務事業に直接利害関係を有するもの（そのものの利害関係に係る公文書の公開に限る）

3、主な改正点と考え方

「東村山市に在住・在勤・在学の方及び市内の事業者・団体等については、公開手数料を無料とする」という考えのもとに、以下の改正を予定しています。

(1) 第16条の改正

ア、「市民等」から請求があった公文書を公開する時は、公開手数料を徴収しないことを新たに規定します。これにより、「市民等」であれば閲覧・視聴・写しの交付のいずれの公開方法であっても、公開手数料はかからなくなります。

イ、公開手数料はかかりませんが、写しの交付を希望されたときの写しの作成費用と、郵送による写しの受取りを希望されたときの郵送料は、これまで通り請求者の負担とすることを規定します。

(2) 第19条の改正

ア、この条例の施行日（1999年7月1日）より前に市が作成・取得した公文書についても、「市民等」から請求があり公開するときは公開手数料を無料とするため、現在の第1項を削除します。

イ、「市民等」に該当しない人や法人・団体（東村山市に在住・在勤・在学のいずれでも無い人。東村山市外にある事業者・団体）から公文書公開を求める申出があり、市がこれに応じて公文書を公開することを「任意的公開」と呼ぶこととします。任意的公開については、これまで通り公開手数料を徴収することを規定します。公開手数料の金額は、これまで通り1件名1回につき100円です。公開手数料の金額等を定めている別表の内容は改正しません。

ウ、写しの作成費用と郵送料については、「市民等」と同様に取扱うことを規定します。

4、今後の予定

9月下旬予定の使用料等審議会に公開手数料の改正について諮り、いただいたご意見を参考に条例改正内容を詰めて、今年度中の市議会定例会に条例改正の議案を提出する予定です。

○東村山市情報公開条例（現在の条例の抜粋）

（公開手数料等）

第16条 公文書の公開については、別表に定めるところにより公開手数料を徴収する。

- 2 既納の公開手数料は、還付しない。
- 3 公開に係る公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。
- 4 市長は、請求人が行政手続法(平成5年法律第88号)及び東村山市行政手続条例(平成7年東村山市条例第20号)に基づく文書の閲覧、書面の交付を請求する場合で、特に必要であると認めるときは、公開手数料を減額又は免除することができる。

（任意的公開）

第19条 実施機関は、市民等からこの条例の施行の日前に作成又は取得した公文書の公開の申出があった場合においては、これに応ずるよう努めるものとする。

- 2 実施機関は、市民等以外のものから公文書の公開の申出があった場合においては、これに応ずるよう努めるものとする。
- 3 前2項の規定による公文書の公開に係る手数料等については、第16条の規定を準用する。